

科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について
(報 告)

平成22年7月27日

科学技術・学術審議会
学術分科会研究費部会

目 次

I. はじめに	1
II. 「これまでの審議のまとめ」以降の科研費を取り巻く状況の変化と本部会におけるこれまでの動き	2
1. 科研費を取り巻く状況の変化	2
（1）概算要求の見直しと「若手研究（S）」等の新規募集停止	2
（2）事業仕分けの実施	2
（3）「最先端研究開発支援プログラム」や「最先端・次世代研究開発支援プログラム」をめぐる動き	5
2. 科研費の将来の規模やその在り方についての検討	6
III. 「これまでの審議のまとめ」において引き続き検討を行うべきとされた課題への対応	8
（1）日本学術振興会学術システム研究センターからのヒアリング	8
（2）その後の審議と取りまとめ	10
IV. 科研費における今後の若手研究者支援の在り方について	11
（1）科研費における若手研究者支援の現状等	11
（2）本部会におけるこれまでの審議の概要	13
（3）「若手研究」の見直しの方向	17
V. 今後の「基盤研究」の在り方について	18
（1）「基盤研究」の現状等	18
（2）本部会におけるこれまでの審議の概要	21
（3）「基盤研究」の見直しの方向	27
VI. 科研費をめぐる最近の動きと今後の対応	29
（1）学術研究や科研費についての国民の理解	29
（2）事業仕分けへの対応：文部科学省から日本学術振興会への研究種目の移管	32
（3）会計検査院からの処置要求について	33
VII. 終わりに	35
<資料>	
・第5期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会委員名簿	36
・審議経過	37

科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（報告）

I. はじめに

- 科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）は、研究者の自由な発想に基づいた、人文・社会科学から自然科学までのあらゆる分野にわたる学術研究を支援する重要な研究資金である。

応募された研究課題をピア・レビューによって採択し、研究の多様性を確保しつつ、独創的な研究を支援することにより、研究活動の裾野を広げ、持続的な発展と重厚な知的蓄積の形成に資するというという大きな役割を果たしている。
- 研究費部会では、昨年3月から、このような意義を有する科研費の一層の改善、充実を図るため、主に、
 - ① 今後の科研費が目指すべき方向性（目標や対象、規模など）
 - ② 科研費による若手研究者への支援の在り方
 - ③ 今後の「基盤研究」の在り方
 - ④ 科研費の研究成果を社会に還元していくための方策などについて、審議を行ってきた。
- これらの事項のうち、平成22年度に向けて当面講ずべき措置等については、昨年7月16日の「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（これまでの審議のまとめ）」（以下「これまでの審議のまとめ」という。）において取りまとめ、公表した。

さらに、その取りまとめの方向性に沿って、概算要求を行うとともに、平成22年度の公募要領の見直しも行った。
- また、昨年7月の「これまでの審議のまとめ」以降、第4期科学技術基本計画の策定作業が進められていることを踏まえ、科研費の将来の規模やその在り方等について議論し、その結果を10月に「第4期科学技術基本計画の策定に向けた検討と科学研究費補助金の在り方について（意見のまとめ）」として公表した。
- 本報告は、昨年7月の「これまでの審議のまとめ」において「引き続き検討すべき」とされた事項を中心に、事業仕分けの実施など、その後の大きな変化等を踏まえながら、審議を行い、取りまとめたものである。

Ⅱ. 「これまでの審議のまとめ」以降の科研費を取り巻く状況の変化と本部会におけるこれまでの動き

1. 科研費を取り巻く状況の変化

昨年7月に「これまでの審議のまとめ」を公表した後、科研費を取り巻く状況には大きな変化があった。

(1) 概算要求の見直しと「若手研究(S)」等の新規募集停止

- 昨年9月の政権交代後、平成22年度概算要求の見直しが行われた。
科研費については、最終的に、概算要求額は30億円増の2,000億円とされた。しかし、この規模の増額では、科研費の中核的な研究種目である「基盤研究」の採択率の維持等に大きな影響を与えることが確実であると予想されたため、30億円の増分をすべて「基盤研究」の維持・充実を図ることに充当することとし、「若手研究(S)」及び「新学術領域研究(研究課題提案型)」の2研究種目については、公募中ではあったが、平成22年度の新規募集を停止した。
平成22年度の「基盤研究」の採択率を維持するために必要な措置ではあったが、公募を始めた研究種目の公募を途中で停止するということは極めて異例な措置であり、関係者に大きな影響を与えた。

(2) 事業仕分けの実施

<事業仕分け第1弾について>

- また、昨年11月には事業仕分け第1弾が行われ、科研費についても、「競争的資金(先端研究)」の中で、「特別推進研究」、「基盤研究(S)」、「新学術領域研究」、「特定領域研究」が取り上げられ、「競争的資金(若手研究者育成)」の中で、「若手研究(S・A・B)」、「特別研究員奨励費」が取り上げられた。
その結果、「競争的資金(先端研究)」については、制度について「一元化も含めシンプル化」し、「予算は整理して合理化」すべきとの評価結果がまとめられた。また、「競争的資金(若手研究者育成)」についても、「予算要求の縮減」という評価結果となった。
- なお、事業仕分けの様子はインターネットにより、全国にリアルタイムで中継されたが、事業仕分けの場に出される意見は、特に若手研究者を中心に全国の多くの研究者に大きな衝撃を与えた。
- 文部科学省では、事業仕分けの結果を受け、広く国民の意見を募集したが、科研費

による先端研究や若手研究者育成についても多くの意見が寄せられた。

寄せられたほとんどの意見が事業仕分けの結果に反対するものであった。例えば、「競争的資金（先端研究）」に対する意見では、「トップダウン型の研究資金とボトムアップ型の科学研究費補助金という全く性質の異なるものを一元化することは事業の性格を曖昧にし、事業遂行を妨げる」、「特定領域研究や新学術領域研究などのグループ研究は日本独自の形態であり、グループ内で資源を共有することにより、少ない費用で多大な成果を生むための一つの戦略である」、「現在でも既に日本の頭脳が国外流出している状況であるが、この予算が削減されれば、優秀な日本人研究者が日本の将来に希望を失い、人材の海外流出に拍車を掛けることを危惧する」といった厳しい意見が寄せられた。

また、「競争的資金（若手研究者育成）」に対する意見の中でも、「科研費の若手研究の位置付けは大きく、既に研究業績を十分持っている研究者との競争ではなく、若手内で競争することで、若手研究者の健全な育成に大きく寄与している」、「科学研究費の「若手研究」によって支援を受けた若手研究者による研究成果は現在の日本の科学を支えているとともに、これらの若手が大学教員として次世代の大学教育も支えているため、将来への重要な投資でもある」、「この補助金の予算が削減されれば、優秀な若手研究者が将来を悲観し、欧米だけでなく、近年科学技術に関する投資を増やしている中国などのアジア諸国に流出する」といった意見が寄せられたところであり、国民の強い危機感が感じられる。

- これを受け、基礎研究を推進する上で基盤となる科研費等については枠組みを維持する一方で、他の制度については、順次整理統合、一元化など大括り化することを検討することとされた。予算面でも、科研費等については、概算要求時の予算規模を維持することとされた。

その結果、科研費については、平成22年度予算では、対前年度比30億円増の2,000億円となった。

- 事業仕分けについては、国民の間でも大きな話題となり、特に日ごろ余り大きく取り上げられることがなかった学術研究や科学技術にも注目が集まったことは特筆すべきことである。一方、事業仕分けを通じ、事業の意義や役割等について国民の理解を得るための努力がこれまで以上に必要であるとの認識が関係者の間で広まったことも事実である。

<事業仕分け第2弾について>

- さらに、本年4月には事業仕分け第2弾が行われた。事業仕分け第2弾では、国の独立行政法人や政府系の公益法人が行う事業が対象とされたが、「科研費」についても、独立行政法人である日本学術振興会が行う事業として、今回の事業仕分けの対象とされた。
- 今回の事業仕分けの議論においては、科研費と他の競争的資金制度との関係や、科

研費における研究開始後の評価の実情，大型の研究規模の研究種目の在り方，文部科学省と日本学術振興会の関係等について，様々な指摘があった。

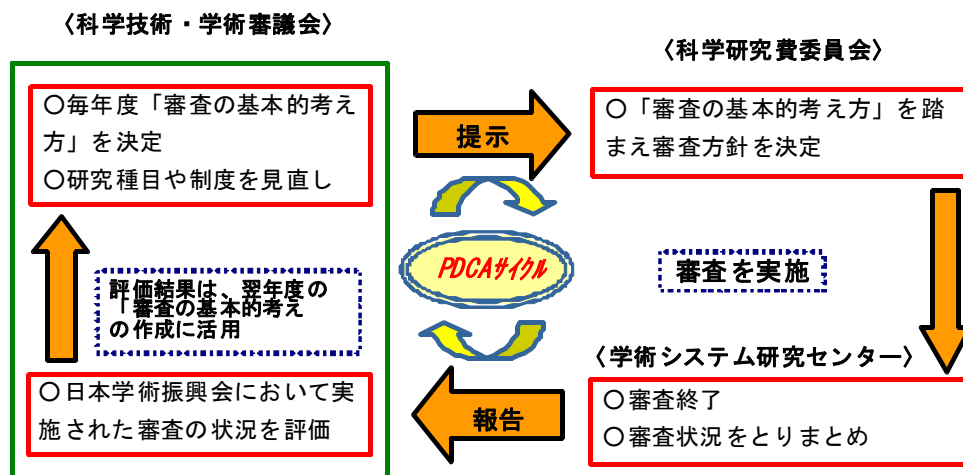
- 議論の結果，科研費については，「ガバナンスの強化（他機関との協調，コスト削減，独立性強化）」との評価となった。その「とりまとめコメント」においては，「科学技術振興機構における競争的資金との違いとして，科学技術振興機構がトップダウン型，日本学術振興会がボトムアップ型，という役割があるのは一定の理解はあると思われる。しかし，実施に当たり，他機関等と協力してコストを下げるとするのは，意見の一致するところである。文部科学省から完全に移行できていない，財政的な問題がある，という点についても，独立行政法人として独立性をもって資金配分すべきであり，早急な独立性強化も必要である。」とされている。
- 科研費については，以前より，制度や運用の改善を継続的に行ってきたところであり，文部科学省と独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）との間で，実際の審査における課題等を踏まえ，制度改善につなげていく，いわゆる“PDCA”サイクル*が確立している。
- 具体的には，文部科学省の科学技術・学術審議会において，毎年度「審査の基本的考え方」を決定して日本学術振興会に通知し，日本学術振興会の科学研究費委員会において，これをさらに具体化するための審査方針を決定している。
その後，この審査方針に基づき科研費の審査が行われるが，その状況や審査における課題等について，日本学術振興会の学術システム研究センターが取りまとめることとなっている。
取りまとめられた審査の状況等は，文部科学省の科学技術・学術審議会に報告され，翌年度の「審査の基本的考え方」に反映され，あるいは，科研費の研究種目や制度の見直しにも活用されていくのである。

* “PDCA” サイクル… plan（立案・計画），do（実施），check（検証・評価），action（改善・見直し）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業評価に当たって計画から見直しまでを一貫して行い，更にそれを次の計画・事業にいかそうという考え方。

<参考> 科研費における“PDCA”サイクル

【文部科学省】

【日本学術振興会】



- この結果、科研費は、総合科学技術会議からも「多くの競争的資金の中でも、特に先導的かつ積極的に制度改革に取り組んでおり、最も優れたシステムになっている」と評価されている。

今般の事業仕分けの評価結果として「ガバナンスの強化」が示されたところであるが、今後も、この“PDCA”サイクルの中で、実際の審査状況等を踏まえながら、制度改善を進めていくことにより取り組んでいくことが重要である。

(3) 「最先端研究開発支援プログラム」や「最先端・次世代研究開発支援プログラム」をめぐる動き

- 平成21年度補正予算によって始められた「最先端研究開発支援プログラム」は2,700億円で「先端研究助成基金」を造成し、我が国における最先端研究開発課題を30課題選定し、集中的に資金を配分しようとしたものであるが、平成21年度補正予算の見直しが行われ、「先端研究助成基金」は1,500億円に縮減された上で、「最先端研究開発支援プログラム」に充てる額は1,000億円に削減された。

同時に、残りの500億円を使って、若手・女性研究者を中心とした支援スキームとして「最先端・次世代研究開発支援プログラム」が設けられ、平成22年度から実施されている。

(参考) 最先端・次世代研究開発支援プログラムの概要

- ・ 潜在的可能性を持った次世代の研究支援
- ・ 若手の年齢は満45歳以下（ただし、臨床研修修了者のうち、医学を履修する4年制の博士課程修了者については満48歳以下とする等の調整措置有り）
- ・ 性別や地域性を考慮
- ・ 研究対象分野はグリーン・イノベーション又はライフ・イノベーション
- ・ 1課題4年間で2億円を上限、300件を目安

○ このプログラムは、原則として45歳までの若手研究者を対象とし、グリーン・イノベーション又はライフ・イノベーションの2分野を対象分野とし、1課題当たり2億円を上限として配分するというものである。

分野限定的なトップダウン型の競争的資金であり、かつ実施期間も平成25年度までと限られたものであることから、科研費とは基本的に性格を異にするものである。

○ しかしながら、科研費とは全く異なるものであるとは言え、このような巨額の研究費が短期間に、かつ分野の限られた者に集中的に投じられることについては学術研究全体に与える影響が大きい。

特に、最先端・次世代研究開発支援プログラムの「4年間で上限2億円」という規模は、ほぼ「基盤研究（S）」や「特別推進研究」に相当する。平成21年度の「基盤研究（S）」の新規採択件数が100件であることを考えると、300件という規模の大きさが容易に認識できるところである。

○ これらのプログラムが研究者コミュニティへ与える影響は重大であり、今後、その運用の在り方によっては、科研費にも大きな影響を与えるものと考えられる。政府においては、このような点を十分に踏まえた運営を期待したい。

2. 科研費の将来の規模やその在り方についての検討

○ また、本部会では、第4期の科学技術基本計画策定に向けての検討に合わせて、科研費の将来の規模や今後の在り方について検討を行った。

検討の結果については、昨年10月に「第4期科学技術基本計画の策定に向けた検討と科学研究費補助金の在り方について（意見のまとめ）」として取りまとめ、公表した。その中では、科研費の将来の規模やその在り方について次のように述べている。

- 科研費の将来の規模やその在り方を考えるに当たっては、科研費の新規採択率の在り方と間接経費の措置が極めて重要な条件となる。

- 科研費の新規採択率については、平成20年度は20.3%となっており、平成19年度と比較して1.8ポイント低下している。特に、大学において研究室を主宰し自ら研究を主導していくべき40代後半から50代の年齢層において20%に満たない新規採択率となっており、大きな問題である。総合科学技術会議も、新規採択率についての目安として30%を示しているところであり、どの年齢層に属する研究者であっても、科研費に新規に応募した場合、30%は必ず採択されるという状況は最低限満たされるべき条件である。
 - 間接経費30%の措置の早期の実現については、第3期科学技術基本計画や教育振興基本計画などの閣議決定において求められており、政府の方針となっている。
 - このように、科研費の将来の規模や在り方について考える場合、どの年齢層の研究者からの応募に対しても新規採択率30%を確保すること及び間接経費30%を確実に措置することについては必ず満たされるべき条件であり、これらの条件の達成に向けて取り組むことが重要である。
-
- 第4期科学技術基本計画に盛り込むべき重要政策については、文部科学省の科学技術・学術審議会の基本計画特別委員会において審議されているが、同特別委員会が昨年12月に取りまとめた「我が国の中長期を展望した科学技術の総合戦略に向けて」においても、本部会のまとめの趣旨を踏まえ、科研費については、「将来の規模及びその在り方について、どの年齢層に対しても新規採択率30%を確保すること及び間接経費30%を措置することの二つの条件を達成するための取組を推進する。」ことが盛り込まれている。
 - 新規採択率30%を確保し、更に間接経費30%を確保するという方向性については、我が国の学術研究推進の上での一つの大きな柱であり、今後、その実現に向けて確実に取組を進めていくことを望みたい。

Ⅲ. 「これまでの審議のまとめ」において引き続き検討を行うべきとされた課題への対応

- 昨年7月に公表した「これまでの審議のまとめ」においては、科研費の「若手研究」及び「基盤研究」の今後の在り方等のうち、次のような点について、本部会において引き続き検討を行うこととされていた。

< 「若手研究」の在り方について >

- 「若手研究（B）」については、「基盤研究（C）」などとの関係について、研究費総額や研究期間などについてのバランスに留意しつつ、検討を進めること。
- 「若手研究（A）」については、「基盤研究」に位置付けた場合に若手研究者や既に「基盤研究」を受けている研究者に与える影響、「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付けた場合の若手研究者の処遇について検討すること。
- 「若手研究（S）」については、今後の年次進行の状況を把握しながら、独立しようとしている研究者の自立を支援するという創設目的に合っているかどうか検証すること。また、将来、「基盤研究」の中に位置付けることも検討すること。

< 「基盤研究」の在り方について >

- 「基盤研究（C）」を中心にしつつ、「基盤研究」全体について、
 - ・果たすべき役割
 - ・「若手研究」とのバランス
 - ・年限や研究費総額などの在り方
 - ・人文・社会科学系と理工系、生物系などの研究分野の特性に応じた在り方
 - ・審査の在り方などの課題に関して、今後とも引き続き検討を行うこと。
- 「基盤研究（S）」の位置付けや役割等について、規模や内容が比較的近いと考えられる「特別推進研究」と一体的に検討し、予算額を増額していくこと。

- 本部会においては、将来の科研費の規模や今後の在り方等についての議論を取りまとめた後、前記Ⅱ. で述べたような科研費を取り巻く状況の変化などを踏まえつつ、（1）に示すように、日本学術振興会からのヒアリングなどを行いながら、上記の課題を中心に審議を行った。

（1）日本学術振興会学術システム研究センターからのヒアリング

- 「これまでの審議のまとめ」においては、科研費の「若手研究」や「基盤研究」の実際の審査等に当たっている日本学術振興会からヒアリングを行い、検討を進めるこ

ととされていた。

このため、審議再開後の昨年12月に開催した本部会において、日本学術振興会学術システム研究センターからのヒアリングを行った。

日本学術振興会からは、おおむね次のような意見が出された。

<「若手研究（A）」の検証結果及び今後の方向性について>

- ・ 「若手研究（A）」については、その研究規模からして、主な移行先は「基盤研究（B）」又は「基盤研究（A）」になる。
- ・ 「基盤研究（B）」における30歳代後半の採択率は、現在でも25%程度であり、上の年齢層に比べて大きく不利な状況は見られないこと等から、「若手研究（A）」の応募者が「基盤研究（B）」の中に組み込まれることによって研究費の獲得が明らかに困難になるとは思われない。
- ・ 「基盤研究（A）」における30歳代後半の研究者の応募・採択状況を見ると「若手研究（A）」の応募者の一部が「基盤研究（A）」に移行した場合については、「若手研究（A）」の採択率が19%程度とあまり高くない状況にあることから、比較的応募が多くなると考えられる30歳代後半においても、現在に比べて明らかに困難になるとは思われない。
- ・ これらにより、「若手研究（A）」を廃止し、「基盤研究（B）」及び「基盤研究（A）」において何らかの優遇措置を講じなくても問題はないようにも考えられる。
しかしながら、「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付けた場合の若手研究者に与える心理的プレッシャー等を考慮すれば、「基盤研究（B）」に何らかの優遇措置を設け、制度的にも対象となる若手研究者に安心感を持たせる配慮が必要と思われる。この場合、「私立学校・高等専門学校調整枠」と同様の優遇措置を設ける方法が考えられる。
- ・ また、「基盤研究（A）」程度の大型の研究資金において、こうした特段の優遇措置を設けることが適当であるか否かについては検討が必要である。むしろ、「基盤研究（B）」の上限額を「若手研究（A）」と同額まで引き上げることで対応することも考えられる。

<「若手研究（B）」の検証結果及び今後の方向性について>

- ・ 「若手研究（B）」については、その研究規模からして、受給回数の制限を入れたことに伴う若手研究者の主な移行先は「基盤研究（C）」であり、一部は「基盤研究（B）」になるものとする。
- ・ 「基盤研究（C）」の35歳から39歳の年齢層の採択率は約25%程度であり、上の年齢層と比べても不利な状況にはないこと等から、「若手研究（B）」を2回獲得経験のある者が「基盤研究（C）」に移行しても、研究費の獲得が明らかに困難になることはない。「基盤研究（B）」の場合もおおむね同様である。
- ・ 主な移行先となる「基盤研究（C）」については、応募者の増に伴う予算の拡充が必要である。また、「若手研究」から「基盤研究」への移行をスムーズに図るためにも「基盤研究（C）」の採択件数の拡充が必要である。

- ・ 「若手研究（B）」については、若手研究者に対するインセンティブを与えるため、採択率を高め維持することが適当である。

＜「基盤研究（C）」等の検証結果及び今後の方向性について＞

- ・ 「基盤研究（C）」の平均配分額が「若手研究（B）」よりも若干低い水準にあり、「若手研究（B）」から「基盤研究（C）」に自然に移行するインセンティブのない状況である。
- ・ 「基盤研究（C）」の1年当たりの研究費の額が十分でない状況にあることから「基盤研究（C）」について、「若手研究（B）」と比較して不利にならない程度にすることを考えれば、現在の採択率の維持・向上が図られることが前提ではあるが、「基盤研究（C）」の上限額については、倍の額である1,000万円程度まで引き上げることが望ましい。
- ・ 「基盤研究（B）」の上限を「若手研究（A）」と同様の3,000万円程度まで引き上げるとともに、あわせて「基盤研究（A）」についても上限の見直しの検討が必要になると考えられる。その際には、「基盤研究（S）」と「特別推進研究」の関係の整理と併せて検討することが必要である。

なお、これまで「基盤研究（S）」と「特別推進研究」を同時に審査していたが、平成22年度の審査においては、まず「特別推進研究」の審査を行い、「基盤研究（S）」では、この審査結果も参考にしながら、優れた研究課題を適切に助成できるよう審査を行う予定である。
- ・ 現行の制度では、研究種目ごとの研究費の上限額を総額によって定めているため、研究者は1年ごとに確保したい研究費の額に応じて研究期間を調整することがあり、この傾向は上限額の低い「基盤研究（C）」において顕著であると思われる。
- ・ こうした点を解決し、できるだけ長期間の安定した研究環境を提供するため、研究種目の研究費の上限額を、研究期間に応じて段階的に設定する方法が考えられる。科研費の研究種目全体にこのような考え方が当てはまるかどうかや採択された課題の後年度の予算の負担増の問題等について、慎重に取り扱うことが必要であるが、こうした点について検討する必要がある。

（2）その後の審議と取りまとめ

その後、本部会では、6回の部会を開催し、「これまでの審議のまとめ」において引き続き検討すべきとされた事項について基本的な考え方を取りまとめた。以下、

IV. 科研費における今後の若手研究者支援の在り方について

V. 今後の「基盤研究」の在り方について

という2点を中心に、これまで審議された内容を紹介することとする。

IV. 科研費における今後の若手研究者支援の在り方について

(1) 科研費における若手研究者支援の現状等

(これまでの「若手研究」の制度改革の経緯)

- 科研費における若手研究者支援については、昭和43年に創設された「奨励研究 (A)」を、平成14年度に改組して現在の「若手研究」の研究種目を創設し、順次、以下のような充実を図ってきた。

平成14年度	「奨励研究 (A)」(若手研究者支援のため昭和43年度に創設)を改組し、「若手研究 (A・B)」を創設
平成19年度	・ 2～3年間であった「若手研究 (A・B)」の研究期間を2～4年間に延長 ・ 国内外で卓越した実績をあげている若手研究者の自立を促し、研究の更なる発展を支援するため、「若手研究 (S)」を創設
平成21年度	「若手研究 (A・B)」の応募資格を37歳から39歳に引き上げ

- この結果、科研費の「若手研究」については以下のような構成(平成22年度)となっている。

研究種目名	対 象 等	応募金額
「若手研究 (A)」	・ 39歳以下の若手研究者が一人で行う研究 ・ 研究期間は2年間から4年間	500万円以上 3,000万円以下
「若手研究 (B)」	「若手研究 (A)」と同じ	500万円以下

(注)「若手研究 (S)」については、平成22年度の新規公募は停止されているため、この表には載せていない。

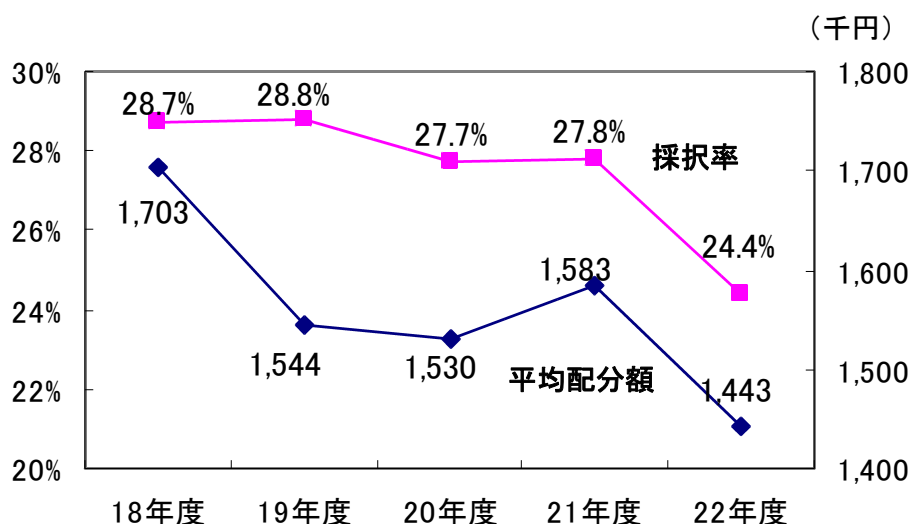
(「若手研究」の現状と課題)

- 平成19年度から平成22年度までの「若手研究 (A・B)」の新規課題の応募件数、採択件数、採択率、1課題当たりの平均配分額は、以下のとおりである。

「若手研究(A・B)」の「応募件数・採択件数・採択率・平均配分額」の推移(新規採択分)

研究種目名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
若手研究(A)	応募件数	1,325	1,415	1,430	1,871	1,941
	採択件数	332	244	254	350	343
	採択率(%)	25.1%	17.2%	17.8%	18.7%	17.7%
	平均配分額(千円)	9,352	8,351	7,848	8,389	7,378
若手研究(B)	応募件数	18,089	17,842	18,322	23,355	22,817
	採択件数	5,183	5,132	5,068	6,487	5,578
	採択率(%)	28.7%	28.8%	27.7%	27.8%	24.4%
	平均配分額(千円)	1,703	1,544	1,530	1,583	1,443

<若手研究(B)の採択率及び平均配分額の推移(新規採択分)>



- 「若手研究(A・B)」については、対象年齢が37歳から39歳に引き上げられた平成21年度において、応募件数が大幅に増加したが、採択件数を増加させることができたため、採択率は前年度から減少せず、また、1課題当たりの平均配分額も前年度から減少しなかった。
- しかしながら、平成22年度の「若手研究(A)」については、応募件数は前年度よりやや増加したが、採択件数は前年度と同程度であったため、採択率はやや減少し、1課題当たりの平均配分額も前年度よりも減少した。
また、平成22年度の「若手研究(B)」については、応募件数は前年度をやや下回ったが、採択件数が前年度より大きく減少したため、採択率は前年度比で3.4ポイント低下した。1課題当たりの平均配分額も大きく減少した。
- 平成22年度において、これまで27~28%を維持していた「若手研究(B)」の採択率が24.4%まで低下せざるを得なかったこと、平均配分額も大きく低下したことは、特に重大な問題であると考えられる。

- また、昨年7月の「これまでの審議のまとめ」における提言を受けて、平成22年度公募から、「若手研究」の各研究種目について「基盤研究」への最終年度前年度応募が導入された。
- 平成22年度の公募においては、本制度を活用して、「若手研究（A）」の研究課題のうち17件が「基盤研究（A・B）」に応募し、そのうち4件（採択率23.5%）が採択された。また、「若手研究（B）」のうち39件が「基盤研究（S・A・B・C）」に応募し、そのうち22件（採択率56.4%）が採択されている。
- 平成22年度から始まった措置であるが、「若手研究」から「基盤研究」への移行の一助となっている。今後も、本制度の活用等により、「若手研究」から「基盤研究」への移行がより一層促進されることが期待される。

（2）本部会におけるこれまでの審議の概要

- 本部会では、本年1月から、「これまでの審議のまとめ」において示された検討課題について、日本学術振興会の意見等も踏まえつつ、次の点を中心に検討を行った。
 - ① 科研費における若手研究者支援の意義等について
 - ② 「若手研究（B）」の今後の在り方について
 - ③ 「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付けることについて
 - ④ 「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付ける場合の優遇措置について
 - ⑤ 「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付けるタイミングについて

① 科研費における若手研究者支援の意義等について

- 若手研究者の支援については、ポストの確保など大学等による取組をはじめ、科研費による若手研究者の研究費の支援や特別研究員事業等による生活支援などの取組を総合的に推進していくことが必要である。
- 特に、若手研究者の受入機関である大学等が担うべき役割は大きく、若手研究者のために安定的なポストを確保するとともに、施設・設備等の提供など若手研究者の研究環境を整備していく必要がある。
- 科研費においては、若手研究者の支援の一環として、「若手研究（A・B）」等の研究種目を設けて若手研究者の研究活動を支援しており、大学等における若手研究者の育成に寄与している。しかし、科研費による若手研究者支援に全面的に頼るべきではなく、あくまでも、本来、大学等において若手研究者の処遇が十分になされる上での補完的措置とも言うべきものであって、大学等では、今後とも、若手研究者が安心して研究の途に進めるような環境整備を進めていく必要がある。
- 科研費における若手研究者支援の意義については、昨年7月の「これまでの審議の

まとめ」に盛り込まれているように、経験の少ない若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援することにより、そのことによって、「基盤研究」に移行して活躍できるだけの実力を備えた若手研究者を育成することが期待される。

このような点を踏まえると、科研費における「若手研究」の在り方を検討するに当たっては、若手研究者が研究活動を始める段階で研究の機会を幅広く与えるために支援を行うとともに、できるだけ早い段階で、より円滑に「基盤研究」に移行していくことができるように若手研究者支援の枠組みを構築していくことが必要である。

- また、科研費の「若手研究」は、若手で実績も十分ではない研究者をエンカレッジする「奨励研究」が元となっており、可能性のある若手研究者にできるだけ幅広く研究費を支援することが最も重要な役割であると考えられる。

② 「若手研究（B）」の今後の在り方について

- 「若手研究（B）」は、まだ十分な実績を有していない若手研究者に対して幅広く支援を行うことを目的としており、「若手研究」の中心となる研究種目である。したがって、科研費における若手研究者支援を考える場合、今後も、まず、若手研究者を奨励する「若手研究（B）」の充実を考えるべきである。

- 「若手研究（B）」については、これまでも他の研究種目より高い採択率（20%台後半）で採択し、若手研究者の支援の上で大きな役割を果たしてきたところであり、「若手研究（B）」のこのような役割については今後ともできる限り維持すべきである。

具体的には、今後、30%の採択率の確保に向けて採択率の向上を図ることはもちろんであるが、他の研究種目より高い採択率を維持し、若手研究者が採択されやすい環境整備を進めることが重要である。

その際には、1件当たりの配分額が減少しないよう配慮する必要がある。

- また、後述するように、将来、「若手研究（A）」が「基盤研究」の中に位置付けられた場合、「若手研究（B）」は若手研究者支援のための唯一の研究種目となり、その重要性は一層高まるものとする。若手研究者が「基盤研究」において十分に競い合える実績と経験を積めるようにするためにも、「若手研究（B）」の充実が求められる。

③ 「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付けることについて

- 「これまでの審議のまとめ」では、「若手研究（A）」については、
 - ① このような大きな規模の研究計画を立て、応募し、獲得できる研究者は、若手研究者であっても、「基盤研究（A）」や「基盤研究（B）」で十分に競争できる実力のある研究者であると考えられること
 - ② 「若手研究（A）」を得た研究者にとっては、「基盤研究」については、相対的に規模が小さく見え、魅力が感じられないため、「若手研究」から「基盤研究」への円滑な移行を進める上での一つの課題となっていること

などが指摘され、「若手研究（A）」については「基盤研究」の中に位置付ける方向で検討を進めるべきであることが提言されている。

- 日本学術振興会も同様の考え方に立ち、その方向性に沿って、「若手研究（A）」が「基盤研究」の中に位置付けられる場合の優遇措置等について検討され、ヒアリングにおいてその考え方が示された。
- ただし、予算編成の過程で「若手研究（S）」の新規募集が突然停止され、事業仕分けにおいても厳しい意見が相次ぎ、若手研究者が将来に不安を抱いている状況があることを踏まえると、若手研究者の支援措置が後退するようなイメージを関係者に持たせることのないよう、「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付けるとしても、若手研究者に十分な採択件数・採択率を保障するといったメッセージがきちんと伝わるようにする必要がある。
そのためには、「若手研究（B）」を充実させるとともに、「基盤研究」に優遇措置を設けるなどの方策を具体的に明示することが重要である。
- また、「若手研究（S）」の新規募集の停止や昨年末の事業仕分けが若手研究者に及ぼした影響等を考えると、「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付けるとしても、そのタイミングについては慎重に考えるべきである。

④ 「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付ける場合の優遇措置について

- 「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付けた場合には、若手研究者をエンカレッジするというメッセージを明示するためにも、「基盤研究」に優遇措置を設けることが必要であると考えられる。
- このため、本部会では、「これまでの審議のまとめ」や日本学術振興会の意見等も踏まえながら、
 - ①「基盤研究（B）」に「私立学校・高等専門学校調整枠」のような若手優遇措置を設ける
 - ②「基盤研究（B）」に若手研究者のための審査区分を設ける
 - ③「基盤研究」の中に若手優遇措置は設けないの三つの案を中心に優遇措置の在り方について検討を行った。
- また、日本学術振興会学術システム研究センターからも、この点についてヒアリングを行ったが、同センターからは、
 - ・ 「若手研究（A）」を廃止し、「基盤研究（B）」及び「基盤研究（A）」において何らかの優遇措置を講じなくても問題はないようにも考えられる
 - ・ ただし、「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付けた場合の若手研究者に与える心理的プレッシャー等を考慮すると、「基盤研究（B）」に何らかの優遇措置を設け、制度的にも若手研究者に安心感を持たせる配慮が必要と思われる
 - ・ この場合、「私立学校・高等専門学校調整枠」と同様の優遇措置を設ける方法

が考えられる
という考え方が示された。

- この点については、審査上の負担の問題等も踏まえ、「私立学校・高等専門学校調整枠」のような若手優遇措置を設けることが適当である。
- また、この優遇措置が、今回の制度改正に伴う激変を緩和するための経過措置としての性格を有することを踏まえると、本措置は時限とし、その期間をきちんと明示する必要がある。

⑤ 「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付けるタイミングについて

- 科研費における若手研究者支援については、前述のように、昨年行われた事業仕分けの中で科研費の「若手研究」等についても議論が行われ、全国の若手研究者に大きな衝撃を与えた。

また、平成22年度予算編成の過程の中で、「基盤研究」の充実を図るため、公募途中でありながら、「若手研究（S）」の平成22年度新規募集を停止することとなった。

このような動きの中で、若手研究者を中心に、若手研究者支援が縮小されるのではないかという疑念が広がり、将来への不安が高まっている状況にある。

- 一方、政策課題解決型である「最先端・次世代研究開発支援プログラム」において若手研究者や女性研究者を支援する取組が盛り込まれるなど新たな若手研究者支援施策が講じられたところである。このような取組が若手研究者の行動にどのような影響を与えるかについても、今後、十分に考慮すべきである。
- このような動向を踏まえると、「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付けるとしても、若手研究者に大きな不安感を与えることのないよう、一定の優遇措置を講ずるだけでなく、そのタイミングについては慎重に考える必要がある。

⑥ その他

- 「若手研究（S）」について、本部会の審議において、「若手研究」の重要な役割は若手研究者でまだ実績のない人をエンカレッジすることであり、「若手研究（S）」などの大きな規模の「若手研究」を設ける必要があるのかといった意見や、このような大きな規模の「若手研究（S）」を設けたことで、科研費の若手研究者支援にゆがみを生じさせているのではないかといった意見があった。

- 「若手研究（S）」については、「新学術領域研究（研究課題提案型）」とともに、平成22年度概算要求において、厳しい財政状況のため新規課題の採択に充てる財源の確保が困難であったことから、平成22年度の新規募集を停止した。

「若手研究（S）」については、今後の財政状況を踏まえつつ検討する必要があるが、厳しい財政状況が継続し、科研費の予算の大幅な拡充が困難であるとすれば、平成23年度以降も引き続き新規募集を停止せざるを得ないと考えられる。

(3)「若手研究」の見直しの方向

- 本部会におけるこれまでの検討を踏まえ、次のような方向で「若手研究」の見直しを進めていくことが適当である。

（「若手研究（B）」の見直しの方向性）

- ① 「若手研究（B）」については、若手研究者の研究活動を奨励する重要な研究種目として、今後とも他の研究種目よりも高い採択率を維持することが必要である。その際、1件当たりの配分額が減少しないよう配慮する必要がある。さらに今後、若手研究者のための中核的研究種目として、30%の採択率の確保に向けて、予算の拡充を進めていくべきである。
- ② なお、特に、平成22年度において、「若手研究（B）」の採択率及び1件当たりの配分額が大きく低下したことは、このような「若手研究（B）」の方向性に照らし、極めて重大な問題である。この点については、早急な改善が望まれる。

（「若手研究（A）」の見直しの方向性）

- ③ 「若手研究（A）」については、「基盤研究」の中に位置付けるべきである。
- ④ その場合、「若手研究（A）」からの主な移行先と考えられる「基盤研究（B）」の中に、「私立学校・高等専門学校調整枠」と同様の優遇措置を講じる必要がある。優遇措置の内容としては、「基盤研究（B）」の審査において、ボーダーライン付近にある39歳以下の若手研究者による補欠採択提案又は不採択提案について、調整額を確保して、一定数を採択課題として取り上げるものとする。優遇措置については、「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付ける際の経過措置であり、一定の期限を設けるものとする。
- ⑤ なお、将来、「若手研究（A）」が「基盤研究」の中に位置付けられた場合には、「若手研究（B）」の名称を「若手研究」に改めることが適当である。

（「若手研究（A）」の見直しの時期）

- ⑥ 若手研究者等の中で将来の支援についての不安が広がっている状況を踏まえ、「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付ける時期については、十分にその影響を踏まえて決定すべきである。それまでの間は、若手研究者支援についての基本的考え方や優遇措置等について周知に努めることが必要である。

（その他）

- ⑦ 「若手研究（S）」については、「基盤研究」とのバランス等から様々な課題がある。また、今後も厳しい財政状況が続くとすれば再開は困難であり、引き続き新規募集を停止すべきである。

V. 今後の「基盤研究」の在り方について

(1) 「基盤研究」の現状等

(これまでの「基盤研究」の制度改革の経緯)

- 「基盤研究 (A・B・C)」は、平成8年度に、従来の「総合研究」、「一般研究」及び「試験研究」を統合し、科研費の中核的な研究種目として創設された。また、平成13年度には「基盤研究 (A)」と「特別推進研究」の間を補完する研究種目として「基盤研究 (S)」が創設された。
- その後、次のような制度改革が図られた。この結果、「基盤研究 (S)」については、研究期間は「原則として5年間」、応募総額は、「5,000万円以上2億円程度まで」となっている。また、「基盤研究 (A・B・C)」については、研究期間は「3年以上5年以下」、応募総額は、「基盤研究 (A)」は、「2,000万円以上5,000万円以下」、「基盤研究 (B)」は、「500万円以上2,000万円以下」、「基盤研究 (C)」は、「500万円以下」となっている。

(参考) 「基盤研究」に関するこれまでの制度改革の経緯

平成8年度	<p><「基盤研究」の創設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合研究」、「一般研究」、「試験研究」を統合し、平成8年度に「基盤研究 (A・B・C)」を創設。 ①基盤研究 (A) 応募総額 1,000万円～5,000万円未満 研究期間 1～4年 ②基盤研究 (B) 応募総額 300万円～1,000万円未満 研究期間 1～3年 ③基盤研究 (C) 応募総額 300万円未満 研究期間 1～3年 <p>・①～③には審査上の区分として、「一般」が置かれたほか、①及び②には「展開研究」(13年度廃止)、②及び③には「企画調査」(1年間)が置かれた(②については9年度限りで廃止。その後当該区分は18年度限りで廃止)。</p>
(平成9年度公募から適用)	<p><「基盤研究」の応募総額及び研究期間の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基盤研究」について応募総額及び研究期間を以下の通り見直し、平成9年度公募から適用した。 ①基盤研究 (A) 応募総額 2,000万円～5,000万円 研究期間 2～4年 ②基盤研究 (B)

	応募総額 500万円～2,000万円 ③基盤研究 (C) 応募総額 500万円以下 研究期間 2～4年 研究期間 2～4年
平成11年度	<「国際学術研究」の「基盤研究」への統合> ・「国際学術研究」を「基盤研究」に統合するとともに、「基盤研究」における外国旅費の使用についての制限を大幅に緩和。 ・あわせて、「基盤研究 (A・B)」に審査上の区分として「海外学術調査」が設けられた。
平成13年度	<「基盤研究 (S)」の創設> ・「特別推進研究」と「基盤研究 (A)」の間を補完する研究種目として創設。 ・5,000万円以上1億円程度まで ・原則として5年間 <間接経費の措置> ・「基盤研究 (S・A)」に間接経費を導入。 (「基盤研究 (B・C)」は平成19年度に措置)
平成19年度	<「基盤研究 (S)」の応募総額を2億円まで引き上げ> ・5,000万円以上1億円程度まで → 5,000万円以上2億円程度まで に改正 <「基盤研究 (A・B・C)」の応募期間を「3～5年間」に> ・2～4年間 → 3～5年間 に改正

○ このうち、特に、「基盤研究 (A・B・C)」の応募総額や研究期間についての改正の経緯は次のとおりである。

① 平成8年7月に学術審議会によって取りまとめられた「科学研究費補助金の充実について (中間まとめ)」では、当時の科研費の助成期間が2年に満たず、1課題当たりの平均配分額も小規模であったことを踏まえ、研究者が安定して研究に専念できる環境を提供するために、「科学研究費補助金の中心的経費である基盤研究について、申請総額の区分を見直し」とともに、「単年度の申請も可能となっている研究期間を例えば「2～4年」に改める」ことが提言された。これを受け、平成8年度に「基盤研究 (A・B・C)」について、研究期間と応募総額について一体的に見直しが行われた。

② その後、平成19年8月に本部会が取りまとめた「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について (審議のまとめ (その1))」では、「研究期間の性格に応じた計画の柔軟性を確保し、研究活動を効果的に支援するため、現在、4年が最長となっている「基盤研究」の研究期間を延伸する・・・などにより、優れた研究を継続的に支援可能とする仕組みを確立すべき」ことが提言され、「基盤研究 (A・B

・C)」の研究期間が「2～4年」から「3～5年」に延長されたが、応募総額については見直しは行われなかった。

（「基盤研究（A・B・C）」の現状と課題）

- 「基盤研究」のうち、「特別推進研究」と規模や内容が比較的近いと考えられる「基盤研究（S）」を除いた、「基盤研究（A・B・C）」について、平成19年度から平成22年度までの新規課題の応募件数、採択件数、採択率、1課題当たりの平均配分額は以下のとおりである。

「基盤研究(A・B・C)」の「応募件数・採択件数・採択率・平均配分額」の推移(新規採択分)

研究種目名		19年度	20年度	21年度	22年度
基盤研究(A)	応募件数	2,345	2,439	2,366	2,296
	採択件数	543	545	567	536
	採択率(%)	23.2%	22.3%	24.0%	23.3%
	平均配分額(千円)	13,697	13,407	13,123	13,265
基盤研究(B)	応募件数	11,345	11,717	11,019	9,714
	採択件数	2,649	2,601	2,749	2,489
	採択率(%)	23.3%	22.2%	24.9%	25.6%
	平均配分額(千円)	6,264	5,738	5,499	5,458
基盤研究(C)	応募件数	32,645	32,939	33,019	31,443
	採択件数	7,500	7,128	7,764	7,471
	採択率(%)	23.0%	21.6%	23.5%	23.8%
	平均配分額(千円)	1,676	1,483	1,456	1,387

- 「基盤研究」については、平成20年度以降、研究期間が「2～4年」から「3～5年」に改められたことに伴い、各研究種目ともに1課題当たりの平均配分額が減少している。特に「基盤研究（C）」については、平成22年度は、平成19年度の約83%まで低下しており、「若手研究（B）」よりも平均配分額が低くなっている。

このような点は、「若手研究」から「基盤研究」への円滑な移行を妨げる一因となっていることも考えられる。

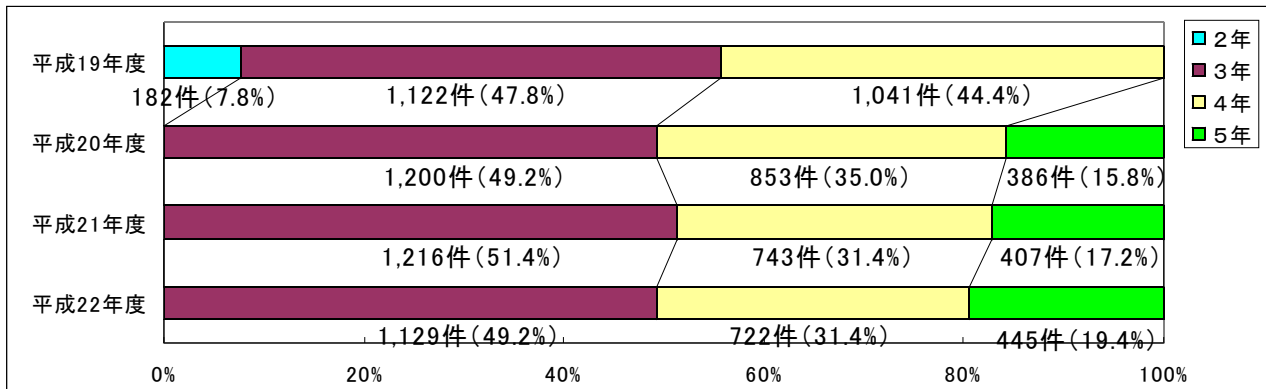
- また、既述のように、「基盤研究」の応募総額・研究期間については、これまで平成8年度と平成19年度の2回改正が行われたが、その結果、研究期間別の応募状況には大きな変化が見られる。

具体的には、以下のデータに示されるように、研究費の規模の大きな研究種目ほど、長期間の研究のニーズが高い傾向にある。特に、「基盤研究（A）」の5年の応募課題は平成20年度以降増加傾向にあり、平成22年度においては全体の約2割を占めるまでになっている。

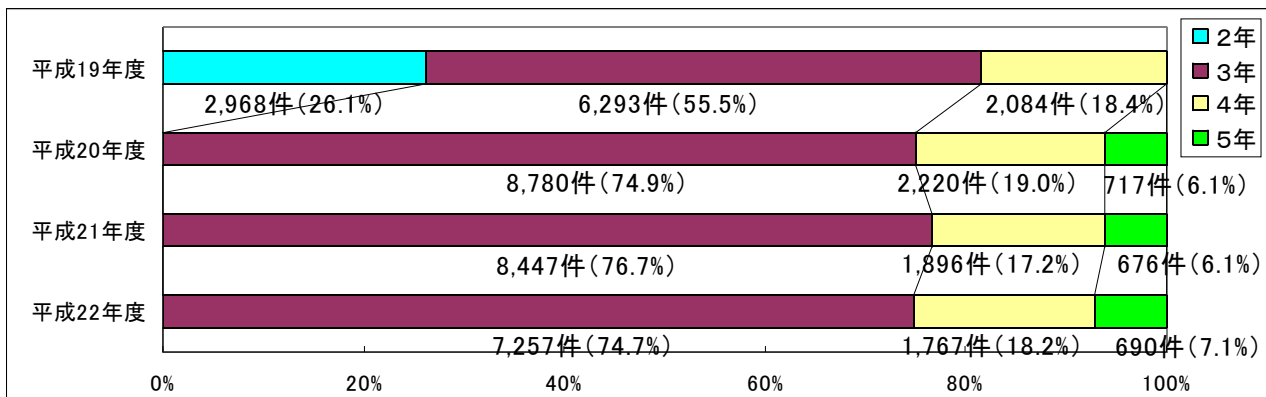
一方、「基盤研究（C）」については、平成20年度以降、毎年度、3年の応募課題が9割を占めるようになっており、大半が最も短い研究期間を選択している状況となっている。

「基盤研究」の研究期間別の応募状況

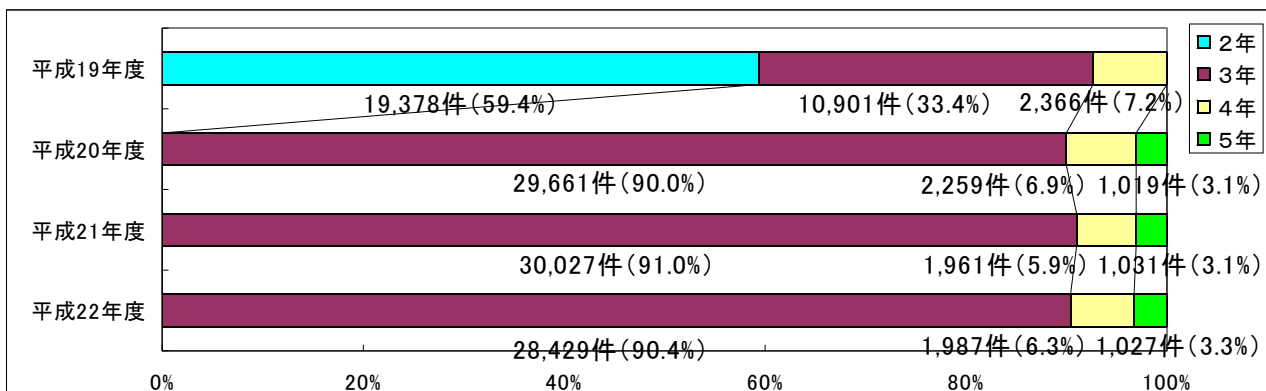
1. 基盤研究（A）の研究期間別応募状況



2. 基盤研究（B）の研究期間別応募状況



3. 基盤研究（C）の研究期間別応募状況



(2) 本部会におけるこれまでの審議の概要

- 本部会においては、昨年12月以降、「これまでの審議のまとめ」において示された上記の検討課題を踏まえつつ、今後の「基盤研究」の在り方について、以下の点に

ついて検討を行った。

- ① 「基盤研究」の意義等について
- ② 「基盤研究」の将来の規模等について
- ③ 「基盤研究」を構成する研究種目の応募総額・構成及び研究期間の在り方等について

① 「基盤研究」の意義等について

- 昨年7月の「これまでの審議のまとめ」においても盛り込まれているように、科研費は、競争的資金の中でも、研究者の自由な発想に基づいた、人文・社会科学から自然科学までのあらゆる分野にわたる学術研究を支援する重要な資金である。

応募された研究課題をピア・レビューによって採択し、研究の多様性を確保しつつ、独創的な研究を支援することにより、研究活動の裾野の拡大を図り、持続的な研究の発展と重厚な知的蓄積の形成に資するという大きな役割を果たしている。

- とりわけ、「基盤研究」は、科研費の中核的な研究種目として、従来、我が国の大学等におけるあらゆる分野の多数の研究者が応募し、その中から優れた研究課題を採択し支援するという重要な役割を担ってきたところであり、「基盤研究（A・B・C）」のいずれについても、今後とも充実していくべきものである。

特に「基盤研究（C）」については、大学の基盤的経費の減少に伴い、その重要性が増してきている。その中で、応募件数が増加傾向にあり、対応が急務となっている。とりわけ、「基盤研究（C）」は人文・社会科学系の研究者の研究活動の支援に欠かせないものとなっており、これらの分野の「基盤研究（C）」への応募件数は近年増加している。

また、「基盤研究」は、応募総額等において「若手研究」と比べて十分とは言えない状況となっており、「若手研究」から「基盤研究」への円滑な移行を考える上でも、「基盤研究（A・B・C）」の充実がまず必要となっている。

- さらに、大学等では、これまで揺籃期^{らん}にある研究については運営費交付金等の基盤的経費により行ってきたが、基盤的経費の確保が厳しい現状において、間接経費も含め「基盤研究」を中心とした科研費が果たさなければならない役割が広がってきているものと考えられる。

- また、大学等における学術研究を支える研究資金という意味では、科研費等の競争的資金と並んで運営費交付金等の基盤的経費が極めて重要である。競争的資金は常に確保できるとは限らないことから、研究を継続していくためには基盤的経費が十分に措置される必要があるとの意見もあった。

② 「基盤研究」の規模等について

- 「基盤研究」は、科研費の中核的な研究種目であり、今後とも規模の拡充を目指すべきである。その際、特に、採択率は重要であり、将来的には新規採択率30%の確保を目指していくべきであると考えられる。

- とりわけ、「基盤研究 (C)」については、人文・社会科学系を含む多くの研究者が頼りにしている研究種目であり、基盤的経費が十分に確保できない状況の中では、特に「基盤研究 (C)」を充実させることが重要である。

③ 「基盤研究」を構成する研究種目の応募総額・構成及び研究期間の在り方等について

<「基盤研究」の応募総額等についての議論>

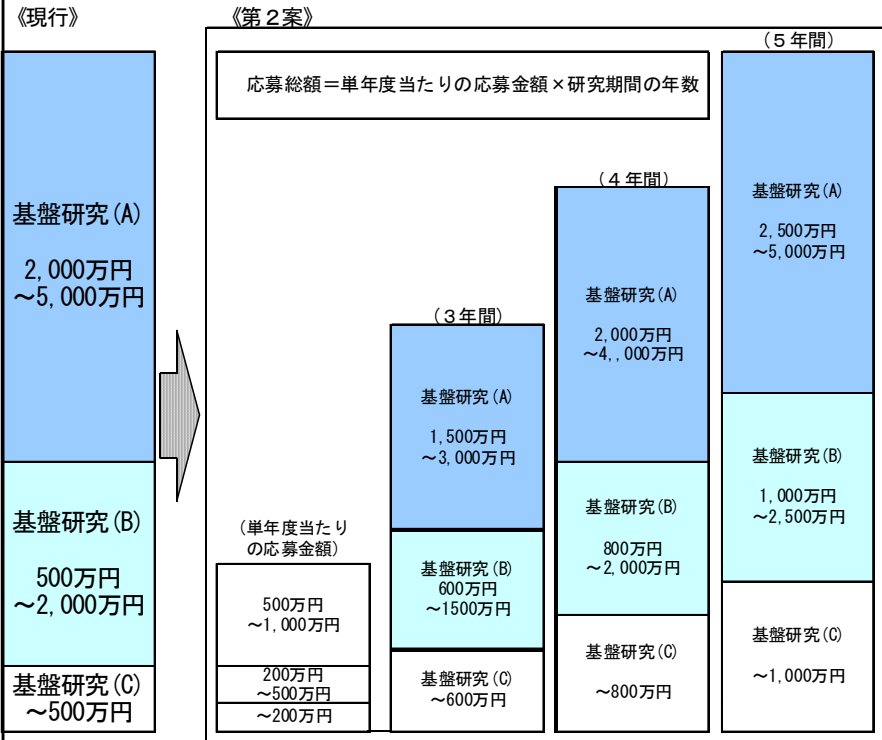
- 本部会では、日本学術振興会の意見も踏まえつつ、「基盤研究」を構成する研究種目の応募総額・構成の在り方について、以下の3案を中心に検討を行った。

第1案 「基盤研究(B・C)」の応募総額の上限を引き上げる。							
(具体例)							
<ul style="list-style-type: none"> ・「基盤研究(C)」の応募総額の上限を1,000万円に引き上げる。 ・「基盤研究(B)」の応募総額についても、1,000万円から3,000万円に引き上げるとともに、「基盤研究(A)」の応募総額を3,000万円から5,000万円に設定する。 							
《現行》	《第1案》						
<table border="1"> <tr> <td>基盤研究(A) 2,000万円～5,000万円</td> </tr> <tr> <td>基盤研究(B) 500万円～2,000万円</td> </tr> <tr> <td>基盤研究(C) ～500万円</td> </tr> </table>	基盤研究(A) 2,000万円～5,000万円	基盤研究(B) 500万円～2,000万円	基盤研究(C) ～500万円	<table border="1"> <tr> <td>基盤研究(A) 3,000万円～5,000万円</td> </tr> <tr> <td>基盤研究(B) 1,000万円～3,000万円</td> </tr> <tr> <td>基盤研究(C) ～1,000万円</td> </tr> </table>	基盤研究(A) 3,000万円～5,000万円	基盤研究(B) 1,000万円～3,000万円	基盤研究(C) ～1,000万円
基盤研究(A) 2,000万円～5,000万円							
基盤研究(B) 500万円～2,000万円							
基盤研究(C) ～500万円							
基盤研究(A) 3,000万円～5,000万円							
基盤研究(B) 1,000万円～3,000万円							
基盤研究(C) ～1,000万円							
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基盤研究(C)」の応募総額及び単年度あたりの応募額の上限とも「若手研究(B)」の条件を大きく上回ることとなり、「若手研究(B)」よりも好条件となる。 <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算を拡充せずに、「基盤研究(C)」,「基盤研究(B)」の応募総額を引き上げた場合,「基盤研究(C)」,「基盤研究(B)」の新規採択率ともに大幅に低下。 応募総額の上限を上げつつ新規採択率を21年度と同程度の水準を維持するには、大幅な予算増が必要。 ・特に、「基盤研究(C)」については、応募総額を1,000万円まで引き上げた場合、応募者数が増加し、競争が激化するおそれ。 また、これまで「基盤研究(B)」に応募していた研究者が、多数、「基盤研究(C)」に応募し、「基盤研究(C)」内での競争も変質。 </div>							

第2案 「基盤研究(A・B・C)」の応募総額を、単年度あたりに必要な研究資金の上限額に基づいて定める。

(具体例)

単年度当たりの応募金額を定め、当該金額に研究期間の年数を乗じた金額を応募総額とするとともに、単年度あたりに使える金額も単年度当たりの応募金額の範囲とする。
 (例) 単年度当たりの応募金額：基盤C(200万円以下)、基盤B(200万円以上500万円以下)、基盤A(500万円以上1,000万円以下)

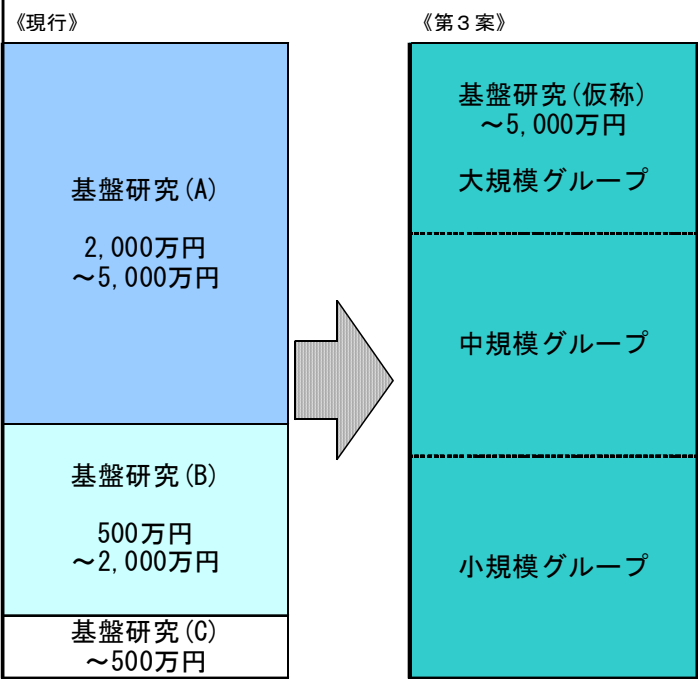


- (メリット)
- 研究期間の長さに応募総額の上限が比例関係にあるため、長期間の研究課題の応募を促進し、シームレスな研究活動の支援に資する。研究期間の長期化により「基盤研究(C)」の応募件数の増加が抑制され、審査上の負担の軽減に資する可能性がある。
- (デメリット)
- 現実の研究計画の多くは、設備の購入等により初年度に大きな金額が必要になるものが多いが、単年度当たりの上限を定めるこの方式では、こうした研究計画に対応できない。
 - 長期間の研究計画の応募が増加することにより継続課題への負担が増加し、新規課題の採択率が低下。こうした事態を避けるためには、予算額の極めて大幅な増額が必要。

第3案 「基盤研究(A・B・C)」を統合し、研究期間3年から5年、応募総額5,000万円以下の「基盤研究」(仮称)を設ける。

(具体例)

「基盤研究(A・B・C)」を統合して、「基盤研究」(仮称)を設ける。応募者は3年からの5年の研究期間において応募総額5,000万円までの研究計画の応募を行う。審査は金額の大小に応じ、3グループに分けて行う。(あらかじめグループごとの金額の設定は行わない。)



※「基盤研究」(仮称)の総応募額(全応募課題の応募金額の総計)を3分割し、それぞれのグループ毎に審査を行い、採択する。

- (メリット)
- 研究者は、現在の「基盤研究(A・B・C)」の種目ごとの応募総額の上限による縛りや、それぞれの研究種目に応募する研究者の層や構成を気にすることなく、各研究者が研究課題を実施するために必要な研究費により応募することが促進される。
 - 「若手研究」との関係で、「基盤研究」が魅力がないといった問題が生じなくなる。
- (デメリット)
- 「大規模グループ」、「中規模グループ」、「小規模グループ」にそれぞれ予算を均等に配分した場合、各グループの採択率は同程度となる。各グループでの採択率が同程度であれば、より高い金額での応募が増加する傾向が促進されるので、予算額の増額を図らないと全グループともに採択率が低下するおそれがある。

- これらの3案を踏まえ、これまでの議論の中では、「基盤研究」の応募総額や採択率などについて、
- ・ 「基盤研究」の在り方については、採択率を上げるということを基本に考えていくことが重要ではないか
 - ・ 今の時期に一番大事なのは、研究者に対してエンカレッジするというメッセージをきちんと伝えることである。そういう意味で、採択率を上げるということが一番明確なメッセージになるのではないか
 - ・ 応募総額を上げるよりは採択件数、採択率を増やした方がいいのではないか。
 - ・ 「基盤研究（C）」の応募総額を500万円から1,000万円に増額することによって、「基盤研究」の予算額が大幅に増えるのであれば、現状ではそのような方法を実現させることは難しいのではないか
 - ・ 上記の3案については、全体として、予算を大幅に増加しないと採択率が大幅に下がるという条件のものについては、現在の議論の流れからいってもなかなか取り得ないのではないか
- 等の意見があった。

- 特に、「基盤研究（C）」については、
- ・ 「若手研究」から「基盤研究」への移行を円滑に促していくためにも、「基盤研究（C）」の在り方は特に重要であり、「基盤研究（C）」が応募期間や応募総額、単年度当たりの平均配分額において「若手研究（B）」よりも魅力的でなければ、若手研究者の「基盤研究」への移行はなかなか促進されないのではないか
 - ・ 研究課題の内容等によっては、「基盤研究（C）」の現在の応募総額の規模では十分ではなく、応募総額の拡大を図る必要があるのではないか
 - ・ 応募総額をもう少し低くしても採択率が高くなる方が望ましい研究課題等も多くあり、例えば「基盤研究（C）」とは別に「基盤研究（D）」のような研究種目を設け、応募総額を「基盤研究（C）」よりも低く設定して採択率を上げるなど、少額の規模の研究課題にも対応できるようにしてはどうか
- 等の意見があった。

- その一方で、
- ・ 「基盤研究（C）」の現在の応募総額では不十分であるとすれば、「基盤研究（B）」等の必要な応募総額の規模の研究種目に応募すればいいのであって、「基盤研究（C）」の応募総額の上限の引き上げではなく「基盤研究（B）」等の充実を図ることによって対応すべき問題ではないか
 - ・ 「基盤研究」については、当該分野における応募件数の全分野の応募件数に占める割合と、当該分野における応募金額の全分野の応募金額に占める割合の平均値を用いて、当該分野の配分金額を算出する配分方式が取られている。この配分方式では、分野ごとの配分金額は、それぞれの分野の全体に占める応募件数の割合と応募金額の割合のバランスに配慮して、これらの割合のいずれか一方のみに偏らないように決定されることとなっているが、「基盤研究（C）」の応募総額の在り方を変える場合、この配分方式についてもどうするのかといった課題が出てくるのではない

か等の意見があった。

- このほか、第1案については、「基盤研究（C）」の応募総額の上限を引き上げるとともに、第2案と比較してシンプルで分かりやすい案であるなどの意見があったが、その一方で大幅な予算の増が伴わなければ採択率が大幅に低下してしまい、その点が解決されなければ採れない案ではないかとの意見もあった。

第2案については、新規採択率は低下するかもしれないが、長期間の研究課題の増加により全体としては研究費を受けている研究者の割合は大きく変わらないのではないかなどの意見があったが、その一方で、研究期間が長期化することにより新規課題の採択率が低下するとすれば、実績の少ない研究者は採択されにくくなるのではないかとの意見もあった。

第3案については、研究者が自分の研究に必要な期間と金額を考えて応募をすることを促す意味では検討する価値があるが、その一方で、最初にどういう応募行動になるのか予測できず、リスクが高いのではないかとの意見もあった。

<「基盤研究」の研究期間についての議論>

- また、「基盤研究」の研究期間の見直しについての審議の中では、
 - ・ 応募総額の増がないまま「基盤研究（C）」の研究期間が「3～5年」に伸ばされた結果、単年度当たりの研究費が少なすぎて困っている研究者が多い。そのニーズにこたえるためには、（応募総額を増やすことも一つの方法ではあるが）「2年」という選択肢を増やすことも一つの方法ではないか
 - ・ 「基盤研究（C）」については、応募者の9割が3年の研究期間に集中しているが、この中には、本来2年の研究期間が最も適切ではあるが、2年という研究期間がなくなり最短が3年になってしまったため、3年に応募せざるを得なくなってしまった者も多く含まれているのではないか。研究者のニーズにこたえるために「基盤研究（C）」について2年の研究期間を導入すべきではないか
 - ・ 「若手研究」から「基盤研究」への円滑な移行を促進する観点から、若手研究者の主な移行先であると考えられる「基盤研究（C）」について、「若手研究（B）」と同様に2年の研究期間を導入すべきではないかなど、特に「基盤研究（C）」について2年の研究期間の導入を図るべきとの意見が出された。
- 一方で、
 - ・ 単年度当たりの配分額を増やす必要があるのであれば、研究期間を変えるのではなく、応募総額自体を変更することが適当なのではないか
 - ・ 現在のように研究費の状況が厳しい中では、研究者は認められる最大限の額を要求しがちであり、研究機関もそれを推奨する傾向があるのではないか。「基盤研究（C）」に2年の研究期間を認めると、単年度当たりの応募額の増加が想定され、現在のような厳しい財政状況下では採択率の低下をもたらすおそれがあるのではないか
 - ・ 「基盤研究（C）」に2年の研究期間を導入した場合、「基盤研究（C）」の応募

サイクルが短くなり、単年度当たりの新規応募件数が増加することが予想される。このため、現在でも約6,000人いる評価者を更に拡充しなければならない可能性があるが、これ以上評価者の増員を行う場合に適切な人材を確保できない恐れがあるのではないかと

など「基盤研究（C）」に2年の研究期間を導入することに慎重な意見も出された。

＜「基盤研究」の応募総額と研究期間とを一体的に議論することの必要性＞

- 「基盤研究」においては、その創設時より、研究者が安定的かつ継続的に研究活動を行うことができるよう、原則として応募総額の見直しと研究期間の見直しを一体的に検討してきたところである。
- また、実際の研究者の応募動向を見ても、研究費の規模が大きい研究種目ほど、より長期の研究期間のニーズが高くなる傾向にある一方で、「基盤研究（C）」のような規模の小さな研究種目では大半が短い研究期間を要望するといった傾向も見られる。研究者の側でも、応募総額と研究期間を一体的に検討し、応募している状況がうかがえる。
- 一方で、審議の中でも懸念が示されたように、予算増が図れない中で2年の研究期間を単純に導入すれば、採択率の大幅な低下が懸念されることも事実である。これまでの審議においては、3つの案を中心に議論を行ってきたが、応募総額と研究期間との間には密接な関係があることが強く認識された。研究者のニーズに適切に応じるとともに、採択率の低下や配分額の低下などを招かないようにするためにどのような在り方が望ましいのかといった点について、更に詳細な分析を行い、応募総額や研究期間等を一体的に検討していく必要があると考えられる。

（3）「基盤研究」の見直しの方向

- 本部会におけるこれまでの検討を踏まえ、次のような方向で「基盤研究」の見直しを進めていくことが適当である。

（「基盤研究」の規模等について）

- ① 「基盤研究」は、科研費の中核的研究種目であり、今後とも規模の拡充を目指すべきである。その際、特に、採択率を重視し、将来的には新規採択率30%の確保を目指していくべきである。
- ② とりわけ、その中でも「基盤研究（C）」については、研究機関の基盤的経費の削減が続く中、多くの研究者にとって不可欠な研究費となっており、その充実が強く望まれる。その際、採択率の向上とともに、1件当たりの平均配分額の向上にも配慮することが必要である。

（「基盤研究」を構成する研究種目の応募総額・構成及び研究期間の在り方等について）

- ③ 「基盤研究」の応募総額や研究期間の在り方等については、採択率の低下を招くことがないよう配慮しつつ、研究者の応募動向や研究活動の安定的、継続的な実施等も踏まえながら、引き続き、一体的に検討していくこととする。

VI. 科研費をめぐる最近の動きと今後の対応

(1) 学術研究や科研費についての国民の理解

- これまでも本部会でも述べてきたように、研究者の自由な発想に基づく研究である学術研究の重要性については論をまたない。また、学術研究を支える唯一の競争的資金である科研費の重要性についても同様である。
- 学術研究の充実やそのための科研費の拡充を進めるためには、国民の間で学術研究や科研費についての共通の理解・認識が十分に共有されることがまず必要であると考えられる。
- 過去2回にわたって行われた事業仕分けにおいても、学術研究等についての国民の理解を深めていくことの重要性が研究者をはじめとする関係者の間で強く認識された。事業仕分けは、研究者をはじめとする関係者に様々な課題を提起した一つの契機となったと考えられる。
- まず第一に、事業仕分けを通じ、国民に学術研究の重要性を理解してもらう努力をより積極的に進めていく必要性を研究者を含めた関係者が強く認識したことは重要である。

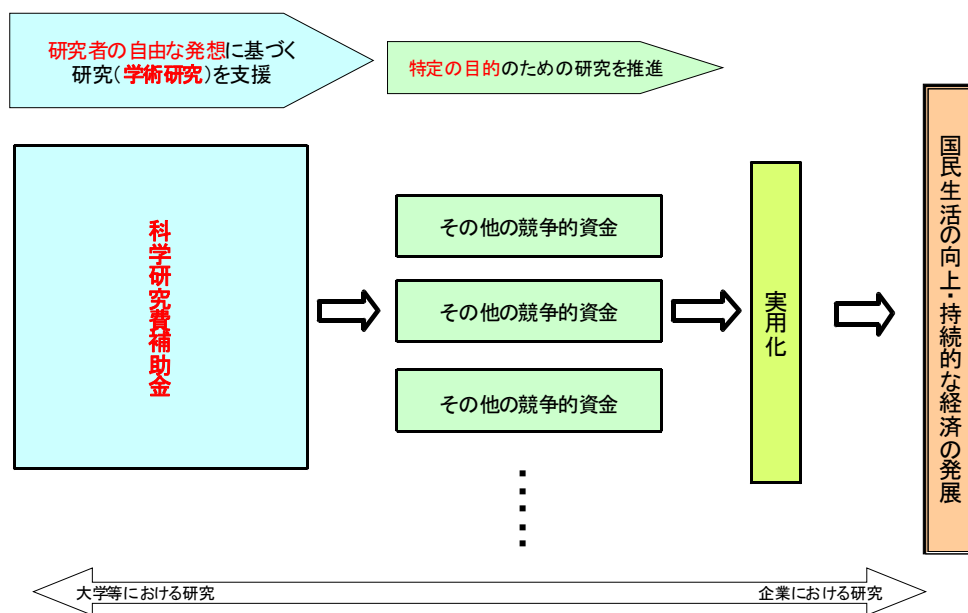
研究者の自発的意志に基づいて自由に行われる研究である学術研究は、国等が一定のテーマを設定して支援を行う政策課題対応型の研究と比べて、その成果が国民に分かりやすいとは言い難い。また、学術研究の場合、その研究成果の評価が定まるのに相当な期間を要することが多いため、短期間で成果を求められがちな状況下では過小な評価を受けるおそれもある。

学術研究について国民の理解を得ることは極めて重要であり、学術研究の重要性やその成果をできるだけ分かりやすく国民に伝えるよう取り組んでいくべきである。
- 第二に、科研費についても、様々な競争的資金の中で、学術研究を支援する唯一の資金であるということについて国民の理解を求め、その重要性を知ってもらうことが必要であると改めて認識されたことも特記すべきであろう。
- 先に述べたように、第一回目の事業仕分けにおいては、様々な競争的資金の中の一制度として他の制度と並んで議論が行われ、競争的資金（先端研究）については、制度について「一元化も含めシンプル化」し、「予算は整理して合理化」すべきとされた。第二回目の事業仕分けにおいても、科学技術振興機構の事業との関係が議論された。これに対し、学術研究というボトムアップ型の研究を支援する科研費と他のトップダウン型の政策課題対応型の研究を支援する競争的資金を一元化することについての問題点等が広く寄せられたことも既述のとおりである。

- このような議論が起こった背景には、科研費の果たしている役割やその成果の重要性等が十分に理解されていないことがあるものと考えられる。

研究者の自由な発想に基づく研究である「学術研究」を支える資金である科研費が他の競争的資金とは全く異なる性格のものであること、科研費の成果が、他の政策課題対応型の研究に引き継がれ、実用化等の過程を通じて国民生活の向上や持続的な経済の発展に基礎的な役割を果たしているものであること等について理解を得るよう取組を進めていく必要がある。

<参考> 「学術研究」を支援する唯一の競争的資金である科学研究費補助金と他の競争的資金



- また、科研費という制度そのものだけでなく、その成果がどのように役に立っているのかについても、現時点で国民の理解と支持が十分に得られているとは言い難い。

科研費の制度の在り方について根本的な検討を行うとともに、科研費の成果がどのように効果を上げているのかについて、今後、政府や日本学術振興会としてもより実証的な研究を進め、広く国民に訴えていく努力が必要であろう。

- さらに、科研費によって研究を行う研究者自身にも、国民の理解を求めるための努力が求められる。

科研費を使った研究計画の場合、その終了後には研究成果報告書の提出が求められており、研究成果報告書はインターネットを通じて広く国民に公開されている。研究成果が新聞やテレビ等で公表される場合には、科研費の成果であることを明示しなければならないこととされている。しかしながら、十分にそれが効果を上げているとは考えにくい。

- 先般、科学技術政策担当大臣と総合科学技術会議有識者議員により『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』が取りまとめられ、公表された。その中では、公的研究費を受けた研究者は、研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明するよう努めること、また、関係府省・配分機関は、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費を受ける研究者等に対して、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要領等に記載するなどの取組を行うことが求められている。
- 既に、科研費においては、「基盤研究（A・B・C）」や「若手研究（A・B）」の第一次審査の評定基準等において、「研究課題の成果を国民に発信する方法等は考慮されているか」という評定要素が盛り込まれている。また、研究開始後の評価においても、「特別推進研究」、「基盤研究（S）」の研究進捗評価や「新学術領域研究」の中間評価で、「研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」、「研究成果の社会還元等について」といった点が評価の着眼点として盛り込まれている。
今回の基本的取組方針を受け、今後、アウトリーチ活動について、公募要領や様式等においてより明確に記述していくことが必要と考えられる。
- 研究成果を分かりやすく広く国民に伝えていくことについては、研究者同士の議論とは全く異なる難しさがあり、また、そのためには十分な準備を要することでもある。しかしながら非常に重要なことであり、研究者や研究機関でも積極的に対応することが望まれる。
- 科研費では、直接経費として、研究成果発表のためのホームページ作成費用、研究成果広報用のパンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動などのアウトリーチ活動費用などを支弁できることとなっている。こうした点について、ハンドブックなどでも説明しているが、今後も、そういった取組の必要性・重要性等について研究者に広く周知し、積極的な取組を求めていくことが必要である。
- また、研究者が所属する研究機関においても、積極的な支援策を望みたい。例えば、サイエンスコミュニケーターと言われるような人材を研究機関において育成し、活用することも考えられる。ともすれば、高度に専門的な用語ばかりになりがちな研究成果を一般の方や子供たちにも分かりやすく解説していくことができれば、研究活動の意義を社会に対して幅広く訴えていくことも可能となる。このような取組を個々の研究者の努力によってそれぞれ個別に措置することには限界があり、研究機関として、間接経費も積極的に活用しながら、支援のための取組を進めていただくよう期待したい。
- さらに、日本学術振興会では、科研費による最新の研究成果を、小・中学校や高校生に体験・実験・講演を通じて分かりやすく紹介する「ひらめき☆ときめきサイエンス」事業を実施している。本事業は、科研費におけるアウトリーチ活動の一環として

重要な役割を果たしており、引き続き、その充実を図ることが必要である。

(2) 事業仕分けへの対応：文部科学省から日本学術振興会への研究種目の移管

- 今回の事業仕分け第2弾においては、先述のように、日本学術振興会の在り方の議論の一環として科研費について検討が行われ「ガバナンスの強化（他機関との協調，コスト削減，独立性強化）」が必要との評価結果が示された。

さらに、文部科学省と日本学術振興会との事業分担についても議論が行われ、評価者からは、「文科省からの完全な業務移管をできるだけ早く実施する。」とのコメントが出されるとともに、とりまとめコメントにおいては、「文部科学省から完全に移行できていない、財政的な問題がある、という点についても、独立行政法人として独立性をもって資金配分すべきであり、早急な独立性強化も必要である」ことが強く指摘されている。

- 科研費の研究種目については、これまで、制度としてある程度整えられた、運用上の混乱を生じさせない研究種目については、日本学術振興会に順次移管するという考え方で進められてきたところであり、現在は次のようになっている。

研究種目	応募・審査 公募要領の作成主体 応募書類の提出先	交付 交付内定・決定通知を行う主体 交付申請書・各種書類等の提出先
第1種科研費	文部科学省	文部科学省
新学術領域研究（研究領域提案型）※ 特別研究促進費 研究成果公開促進費（研究成果公开发表） 特定奨励費		
第2種科研費	日本学術振興会	文部科学省
特別推進研究 ※ 若手研究（A）・（B） ※		
第3種科研費	日本学術振興会	日本学術振興会
基盤研究 ※ 挑戦的萌芽研究 ※ 研究活動スタート支援 ※ 奨励研究 ※ 研究成果公開促進費（学術定期刊行物・ 学術図書・データベース） 特別研究員奨励費		

（注1） 平成22年度新規募集を行っている研究種目である。

（注2） 上記の研究種目のうち※印は「科学研究費」に含まれるものである。

- 事業仕分けの方向性を踏まえ、科研費の研究種目等の日本学術振興会への移管については、次のような方向で進めていくことが適当であると考えられる。

(文部科学省から日本学術振興会への研究種目の移管についての基本的考え方)

- ① 事業仕分け第2弾における指摘等を踏まえ、文部科学省で担当している科研費の研究種目の日本学術振興会への早期移管を進めていくべきである。

(「若手研究(A・B)」及び「特別推進研究」等の移管について)

- ② 特に、科研費の研究種目のうち、日本学術振興会が応募・審査事務を行い、文部科学省が交付事務を行っている「若手研究(A・B)」及び「特別推進研究」については、なぜこのようになっているのか国民の目から見ても分かりにくい。

また、当面、科学研究費補助金のうち、研究者個人や複数の研究者のグループによる研究を対象とする代表的な部分である「科学研究費」を日本学術振興会に移管していくということも一つの方法であると考えられる。

これらについては、特に速やかに、審査・交付事務を日本学術振興会に移管することとし、事務体制の整備のための経費等も含め、必要な措置を講ずべきである。

- ③ なお、日本学術振興会学術システム研究センターは、学術振興に関するシンクタンクとして科研費を含む日本学術振興会の事業全般について調査研究等を行っており、科研費の研究種目の移管とともに、その一層の機能強化を図っていく必要がある。また、文部科学省においても、科研費の適切な運用のために学術システム研究センターの調査研究機能を一層活用していく必要がある。

(3) 会計検査院からの処置要求について

- 平成22年6月21日、会計検査院から独立行政法人日本学術振興会に対して処置要求が行われた。

その内容は、

- ① 科研費を得て行われた研究において、特段の理由もなく研究成果報告書が長期にわたり提出されていない課題が見られる
- ② 長期未提出者に対して科研費を新たに交付している例も見られる

という検査結果に基づき、

- ① 現時点での長期未提出者に対しては研究成果報告書の速やかな提出を求めるとともに、特段の理由もなく未提出のままである研究者には補助条件違反として科研費の返還を求めること
- ② 研究機関との情報共有に努め、長期未提出者に対しては研究機関の責任で督促を行わせるなどの指導や、督促に応じない長期未提出者等に関する情報の公表などを

行うとともに、正当な理由がない長期未提出者に対しては科研費の新規交付の制限などを行うこと

について、是正処置及び是正改善処置を求めるものとなっている。

- 既に研究成果報告書の提出等は科研費の補助条件として規定されており、支給を受ける研究者は、研究成果報告書の提出が義務付けられている。
- 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たしている。また、科研費という国民の税金を原資とする研究費の成果を広く社会に還元するためのものであり、理由もなく長期にわたり提出しないということは許されるべきことではない。
さらに、理由のないまま研究成果報告書を提出しない者に対して、新たに科研費を支給することについては国民の理解を得られるとは考えがたい。
- 今後、次のような措置を取ることが必要である。

- ① 研究成果報告書の提出は補助条件とされており、研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、交付決定の取消し及び返還命令がとられることがあり得ること等を公募要領上明確にすること。
- ② 理由なく研究成果報告書を提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、採択されても研究成果報告書の提出があるまでは、交付については留保することがあり得ること等を公募要領上明確にすること。
- ③ 上記①及び②の趣旨をハンドブック等でも明らかにし、周知すること。
- ④ 各研究機関が行うべき事務の一つとして、研究成果報告書の提出確認や提出遅滞の場合の督促等を明記すること。

VII. 終わりに

- 昨年より、事業仕分けが実施されるなど我が国の学術研究と科研費を取り巻く状況は大きく変化してきている。そのような中、科研費の意義や役割を社会に対して強く訴えていくとともに、その充実を図ることが極めて重要である。
- このような観点から、本部会としては、科研費をめぐる最近の状況に基づいて、その在り方を議論し、この報告を取りまとめたところである。この報告の提言や本部会におけるこれまでの取りまとめ*の内容が、今後の予算編成や制度改正に十分に反映されることを期待する。

*本部会においては、これまでに「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（これまでの審議のまとめ）」（平成21年7月16日）及び「第4期科学技術基本計画の策定に向けた検討と科学研究費補助金の在り方について（意見のまとめ）」（同年10月29日）を取りまとめている。

第5期科学技術・学術審議会学術分科会 研究費部会委員名簿

(任期：平成21年2月1日～平成23年1月31日)

委員

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| ◎ | 有川節夫 | 九州大学総長 |
| | 小林誠 | 独立行政法人日本学術振興会理事 |
| | 佐藤禎一 | 国際医療福祉大学・大学院教授 |
| | 鈴木厚人 | 高エネルギー加速器研究機構長 |
| | 田代和生 | 慶應義塾大学大学院文学研究科教授 |
| ○ | 中西友子 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| | 深見希代子 | 東京薬科大学生命科学部教授 |
| | 三宅なほみ | 東京大学大学院教育学研究科教授 |

臨時委員

- | | | |
|--|-------|-------------------------|
| | 家泰弘 | 東京大学物性研究所長 |
| | 井上明久 | 東北大学総長 |
| | 井上一 | 宇宙開発委員会委員 |
| | 岡田清孝 | 自然科学研究機構基礎生物学研究所所長 |
| | 甲斐知恵子 | 東京大学医科学研究所教授 |
| | 金田章裕 | 人間文化研究機構長 |
| | 鈴木興太郎 | 早稲田大学政治経済学部教授・日本学術会議副会長 |
| | 谷口維紹 | 東京大学大学院医学系研究科教授 |
| | 水野紀子 | 東北大学大学院法学研究科教授 |

専門委員

- | | | |
|--|------|-----------------------|
| | 宮坂信之 | 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授 |
|--|------|-----------------------|

◎ 部会長

○ 部会長代理

(平成22年7月27日現在)

「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について」（報告）
に係る審議経過

平成21年

12月 3日（第12回） 独立行政法人日本学術振興会からのヒアリング及び自由討議

平成22年

1月21日（第13回） 「若手研究」及び「基盤研究」の在り方について自由討議

2月22日（第14回） 「若手研究」及び「基盤研究」に関する論点について審議

4月27日（第15回） 「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（報告）」（素案）について審議

5月27日（第16回） 「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（報告）」（素案その2）について審議

6月25日（第17回）

- ・「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（報告）」（案）
- ・「基盤研究」の研究期間等
- ・科研費を巡る最近の動きと今後の対応について審議

7月27日（第18回） 「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（報告）」（案）について審議